

かみいちまち けんりじょうれい
上市町こどもの権利条例

れいわ ねん がつ にちじょうれいだい ごう
令和7年3月21日条例第1号

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条－第3条）

だい しょう けんり ほしょう だい じょう だい じょう
第2章 こどもの権利の保障（第4条－第8条）

だい しょう かか もの やくわり だい じょう だい じょう
第3章 こどもに関わる者の役割（第9条－第12条）

だい しょう きほんしさく だい じょう だい じょう
第4章 基本施策（第13条－第21条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第5章 雑則（第22条）

ふそく
附則

こどもは、生まれながらにしてひとりの人間として尊重され、幸せに生きる権利を
もつかけがえのない存在です。しかしながら、虐待、差別、貧困、いじめ、ヤングケア
ラーなど様々な状況におかれ、悩み苦しむこどもがいます。

「温かい環境で安心して暮らしたい」「自分の思いや意見を受けとめてほしい」「自
分らしさを認めてほしい」これらは、上市町のこどもたちが語った言葉です。これら
の願いは、まさにこどもの権利そのものです。

こどもたちに関わる全ての人、こどもに寄り添い、幸せを願い、こどもの権利を
十分に理解し、その権利と尊厳を守り、健やかな成長を支援する必要があります。

かみいちまち つるぎだけ あお ゆた ふうど なか すべ えがお とど こそだ
上市町は、剣岳を仰ぐ豊かな風土の中、全てのこどもに笑顔を届けられるよう子育て

て支援をより一層強 力に推進します。そして、こどもたちがふるさと上市町に誇りを

もって 幸 せに暮らしていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条 約

及びこども基本法の理念に基づき上市町こどもの権利条 例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条 例は、日本国憲法、児童の権利に関する条 約 (平成 6 年条 約第 2 号)

及びこども基本法 (令和 4 年法律第 77 号) に基づき、全てのこどもがもつひとりの人

間としての権利 (以下「こどもの権利」という。) を保障し、町、保護者、町 民等、

学校等関係者の果たすべき役割を明確にするとともに、あわせて相互に連携すること

で、全てのこどもが権利の主体として尊 重され、自分らしく健やかに成 長し、幸

せな状 態で生活を送ることができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条 例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町 町 長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農 業委員会、固定資産評

価審査委員会及び町議会をいう。

(2) こども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であ
る者をいう。

(3) 保護者 親権を行 う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するも
のをいう。

(4) 町民等 地域に属する住民、団体及び事業者をいう。

(5) 学校等関係者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する

児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他

こどもを養育し、又は教育するための施設（以下「学校等」という。）の設置者、

管理者及び職員をいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として保障されなければならない。

(1) こども又は家族が生まれ育った環境、人種、性別、障がいの有無、意見の違い

等を理由としたあらゆる差別を受けることがないこと。

(2) こどもに関係のある全てのことについて、こどもの最善の利益が優先して考慮されること。

(3) こどもの命が守られ、のびのびと成長することができるよう支援が行われること。

(4) こどもは、自分に関係のある全てのことについて、自分の思いや意見を自由に表

明することができ、十分に尊重されること。

第2章 こどもの権利の保障

(こどもの権利)

第4条 この章に規定する権利は、こどもが成長していくために特に大切な権利と

して保障されなければならない。

2 こどもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を大切にすることができ

る責任をもつことができるよう適切な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第5条 こどもが安全に安心して生きるために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) あらゆる差別や不当な扱いを受けないこと。
- (2) 命が守られ、尊重されること。
- (3) 愛情及び理解をもって大切に育てられること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療や保健サービスが受けられること。

(自分らしく育つ権利)

第6条 こどもが自分らしく育つために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 地域及び社会に参加すること。
- (3) 自分の意思で様々なことを教わり、学ぶこと。
- (4) 休息をとり、遊びを楽しむほか、芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。

(守られる権利)

第7条 こどもの心身を傷つけるものから守られるために保障される権利は、主として次のとおりとする。

- (1) 身体的暴行、性暴力、ネグレクト、心理的外傷、いじめその他のあらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) ヤングケアラー、貧困、社会的搾取その他の健やかに育つことを妨げる状況

から^{まも}守られること。

(3) 困^{こま}っていること及び不安^{およ ふあん}に思^{おも}っていることについて相談^{そうだん}できること。

(4) 過^{あやま}ちを犯^{おか}したときは、適切^{てきせつ}に保護^{ほご}、支援^{しえん}されること。

(5) 適切^{てきせつ}な情報^{じょうほう}を得ることができ、有害^{ゆうがい}な情報^{じょうほう}から守^{まも}られること。

^{さんか} ^{けんり}
(参加する権利)

第8条 ^{だいい} ^{じょう} こども自身^{じしん}が社会^{しゃかい}に参加^{さんか}し、自分^{じぶん}の意見^{いけん}を表^{あらわ}すために保障^{ほしょう}される権利^{けんり}は、主^{しゅ}として次^{つぎ}のとおりとする。

(1) 自分^{じぶん}の意見^{いけん}をはっきり言^いうことができ、それが尊重^{そんちよう}されること。

(2) 自分^{じぶん}を自由^{じゆう}に表現^{ひょうげん}すること。ただし、他人^{たにん}の権利^{けんり}を侵害^{しんがい}しない場合^{ばあい}や社会^{しゃかい}の決^きまりに反^{はん}しない場合^{ばあい}に限^{かぎ}られる。

(3) 自由^{じゆう}に仲間^{なかま}をつくり、集^{あつ}まること。

(4) 自^{みづか}らに関する情報^{かん}が不当^{じょうほう}に収^{ふとう}集^{しゅうしゅう}され、利用^{りよう}されないこと。

第3章 ^{だい} ^{しょう} こどもに関^{かか}わる者^{もの}の役割^{やくわり}

^{まち} ^{やくわり}
(町の役割)

第9条 ^{だい} ^{じょう} ^{まち} ^{くに} ^{けん} 町^{まち}は、国^{くに}、県^{けん}、その他関係機関^{た かんけいきかん}と連携^{れんけい}し、この条例^{じょうれい}に定め^{さだ}る基本施策^{きほんしやく}を実施^{じっし}するとともに、こどもが自分^{じぶん}らしく健^{すこ}やかに成^{せい}長^{ちよう}し、幸^{しあわ}せな状^{じょう}態^{たい}で生活^{せいかつ}を送^{おく}ることができ^{つと}るまちづくりに努^{つと}めるものとする。

2 町^{まち}は、こどもの権利^{けんり}について、こども、保護者^{ほごしや}、町民^{ちようみん}等^{とう}及び学校等関係者^{がっこうとうかんけいしや}に正^{ただ}し

く理解^{りかい}してもらうようこどもの権利^{けんり}の普及啓発^{ふきゅうけいはつ}に努^{つと}めるものとする。

3 町は、こどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、町民等及び学校等関係

者と協力してこどもの権利の保障に関する取組を推進するとともに、必要な支援に

努めるものとする。

4 町は、保護者がこどもを養育するに当たり、経済的及び社会的に必要な支援に努めるものとする。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、こどもの権利を理解し、こどもの成長について第一義的責任を有

していることを認識しなければならない。

2 保護者は、こどもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ること

ができる基本的な生活環境を整えるように努めるものとする。

3 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮するとともに、そのこどもの意

思を尊重し、寄り添うよう努めるものとする。

4 保護者は、前3項までについて、必要に応じ、町、町民等及び学校等関係者の協

力及び支援を受けることができる。

(町民等の役割)

第11条 町民等は、町が実施する基本施策に協力し、こどもの権利が保障され、こ

どもが自分らしく健やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるよう努

めるものとする。

2 町民等は、地域の中でこどもを見守り、こどもが、地域の行事、運営等に参加す

る機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

3 町民等は、保護者が安心してこどもを養育することができるよう十分に配慮する

とともに、支援するよう努めるものとする。

がっこうとかんけいしゃ やくわり
(学校等関係者の役割)

第12条 学校等関係者は、こどもの安全を確保するとともに、こどもが自分らしく健

やかに成長し、幸せな状態で生活を送ることができるよう当該施設の環境と体制
の整備に努めるものとする。

2 学校等関係者は、当該施設においてこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもに
じた適切な支援に努めるものとする。

3 学校等関係者は、こどもが当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明
する機会の確保に努めるものとする。

4 学校等関係者は、当該施設においていじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、
いじめを認知したときは、こどもの最善の利益を考慮し、関係機関と連携を図り、こ
どもの権利の救済等に努めるものとする。

5 学校等関係者は、当該施設の職員に対し、こどもの権利についての理解を十分に
深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。

第4章 基本施策

いけんひょうめいおよ しゃかいさんか きかい かくほ
(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第13条 町は、保護者、町民等及び学校等関係者ととともに、こどもの意見表明や社

会参加の機会の確保に努めるものとする。

2 町は、こどもに関する施策の検討に当たり、こどもの意見を聴き、反映するよう努

めるものとする。

ぎゃくたい たいばつとう ぼうし
(虐待、体罰等の防止)

だい じょう まち ぎゃくたい たいばつとう ぼうし ひつよう たいせい せいび かんけいきかん れんけい
第14条 町は、虐待、体罰等の防止のため、必要な体制の整備、関係機関との連携の

きょうか けんしゅう じっし こうほうとう つと
強化、研修の実施、広報等に努めるものとする。

2 まち ぎゃくたい たいばつとう そうきはつけん つと ぎゃくたい たいばつとう う
町は、虐待、体罰等の早期発見に努め、虐待、体罰等を受けたこどものケア等、

てきせつ しえん つと
適切な支援に努めなければならない。

3 まち ぎゃくたい たいばつとう ひがいしやまた はっけんしや つうほうまた そうだん かんきょう せいび つと
町は、虐待、体罰等の被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努
めなければならない。

たいおう
(いじめへの対応)

だい じょう まち みぜんぼうしおよ そうきはつけん たいさく ほごしや ちょうみんとうおよ がっ
第15条 町は、いじめの未然防止及び早期発見のための対策を保護者、町民等及び学

こうとうかんけいしや こう てきせつ しえん すみ
校等関係者と講じるとともに、いじめがあったときは、こどもへの適切な支援と速や

かいけつ はか ほごしや ちょうみんとうおよ がっこうとうかんけいしや れんけいおよ きょうりよく たい
かな解決を図るため、保護者、町民等及び学校等関係者と連携及び協力してその対

おう つと
応に努めなければならない。

2 まち ひがいしやまた はっけんしや つうほうまた そうだん かんきょう せいび つと
町は、いじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めな
ければならない。

せいちょう しえん
(こどもの成長への支援)

だい じょう まち せいちょう し たいけんこうりゅう げいじゅつてきまた ぶんかてき かつどう うんどう
第16条 町は、こどもの成長に資する体験交流や芸術的又は文化的な活動、運動の

すいしん はか きかい ていきょう つと
推進を図るとともに、これらの機会の提供に努めるものとする。

2 まち かていおよ がっこうとういがい あんしん す いばしょ
町は、こどもが家庭及び学校等以外で安心して過ごすことができる居場所づくりに
努めるものとする。

3 まち ひつよう てきせつ ほけん いりょう ふくしおよ きょういく う
町は、こどもが必要かつ適切な保健、医療、福祉及び教育を受けることができる

よう^{しせつ}施設の^{かんきよう}環境と^{たいせい}体制の^{せいび}整備に^{つと}努めるとともに、こども^{また}又はその^{ほごしや}保護者^{たい}に対し、^{ひつ}必要な^{よう}支援^{しえん}を^{おこな}行うものとする。

(こどもの^{けんり}権利を守るための^{しえん}支援)

第17条 町は、^{だい}障^{じょう}がいのあるこども、^{しょう}経済的に^{けいざいてき}困窮^{こんきゅう}している^{かてい}家庭のこども、ひとり

^{おやかてい}親家庭のこども、^{ほんにんまた}本人又は^{ほごしや}保護者が^{がいこくせき}外国籍のこども、^{ふとうこう}不登校のこども、ヤングケアラ

ー^{たしえん}その他^{ひつよう}支援が必要なこども^{また}又は^{ほごしや}保護者^{たい}に対し、こどもの^{けんり}権利を守るために^{まも}必要な^{ひつよう}支^し援^{えん}を^{おこな}行わなければならない。

(^{はんざい}犯罪、^じ事故等の^{ぼうし}防止)

第18条 町は、こどもが^{あんぜん}安全に^{あんしん}安心して^い生きられるように、^{はんざい}犯罪、^じ事故等の^{ぼうし}防止に^{ひつ}必

^{よう}必要な^{しきく}施策の^{すいしん}推進に^{つと}努めるものとする。

(^{そうだん}相談と^{きゅうさい}救済)

第19条 町、こども、^{ほごしや}保護者、^{ちょうみんとうおよ}町民等及び^{がっこうとうかんけいしや}学校等関係者は、こどもの^{けんり}権利が^{まも}守られて

^{はっけん}いないことを^{たが}発見したときは、^{きょうりよく}互いに^{れんけい}協力し、^{はか}連携を図り、^{けんり}権利の^{かいふくしえん}回復支援に^{つと}努めるものとする。

2 町は、こどもの^{けんり}権利が^{しんがい}侵害されたときは、こども、^{ほごしや}保護者、^{ちょうみんとうおよ}町民等及び^{がっこうとうかん}学校等関

^{けいしや}係者の^{そうだん}相談に対し、^{たい}速やかに^{すみ}救済^{きゅうさい}を図ることができるよう^{はか}庁内組織体制の^{ちやうないそしきたいせい}構築^{こうちく}その

^た他^{ひつよう}必要な^{とりくみ}取組を^{おこな}行うものとする。

(^{いこうしえん}移行支援)

第20条 町は、こどもが^{せいじん}成人へ^{いこう}移行する^{じき}時期に^{しゃかいてきじりつ}社会的自立のための^{しえん}支援^{ひつよう}を必要とする

ときは、^{さいいじょう}18歳以上であってもその^{しえん}支援を^{けいぞく}継続して^う受けられるよう^{かんきようせいび}環境整備に^{つと}努める

ものとする。

し さく すいしん
(施策の推進)

だい じょう まち じょうれい すいしん はか けいかく かみいちまち けいかく い ち
第21 条 町は、この 条 例 の 推 進 を 図 る た め の 計 画 を 上 市 町 こ ど も 計 画 に 位 置 づ け る と

ひつよう おう まち さくせい かくしゅけいかく じょうれい さだ きほん し さく はんえい
ともに、必要に応じて町が作成する各種計画にこの 条 例 で定める基本施策を反映し、

すいしん
推進するものとする。

2 まち きほんし さく じっしじょうきょう けんしょう こ 子ども こそだ しえんほう へいせい ねん
町は、基本施策の実施 状 況 を 検 証 す る た め 、 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 (平成24年

ほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい もと かみいちまち こ こそだ かいぎ まいねんどほうこく
法律第65号) 第72 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 上 市 町 子 ど も ・ 子 育 て 会 議 に 毎 年 度 報 告

いけん もと
し、意見を求めるものとする。

だい しょう ざっそく
第 5 章 雑 則

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう ひつよう じこう き
第22 条 この 条 例 に定めるもののほか、この 条 例 の 施 行 に つ い て 必 要 な 事 項 は 、 規

そく さだ
則で定める。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この 条 例 は、令和 7 年10月 1 日 から 施 行 す る。